



支援充実！ 移住・定住するなら三戸町！！

回 覧

令和5年度三戸町移住定住促進事業補助金のお知らせ

(定住者向け増改築・リフォーム助成は、令和4年度で終了しました)

住宅の新築

【移住者の場合】(最大 300 万円)

基本額	町が指定する区域内への新築	<u>150万円</u>
	町が指定する区域以外への新築	<u>50万円</u>
さらに	町内建築業者による建築	<u>25万円</u>
	中学生以下の子がいる場合	1名あたり <u>25万円</u> (上限 <u>75万円</u>)
	新婚世帯(新たに追加)	<u>50万円</u>

【移住者以外】(最大 112.5 万円)

基本額	<u>50万円</u>
さらに	町内建築業者による建築
	新婚世帯(新たに追加)
	<u>12.5万円</u>
	<u>50万円</u>

※併用住宅の場合は、店舗・事務所等の用途に供する床面積は除きます。

中古住宅購入、増改築・リフォーム

【移住者の場合】(最大 100 万円)

基本額	中古住宅の取得又は増改築・リフォーム	<u>75万円</u>
さらに	新婚世帯(新たに追加)	<u>25万円</u>

【移住者以外】(最大 55 万円)

基本額	中古住宅の取得	<u>30万円</u>
さらに	新婚世帯(新たに追加)	<u>25万円</u>

※増改築・リフォームは、三戸町商工会に加盟している町内事業者との請負により施工する場合を対象とします。

※25万円を超える中古住宅の購入または増改築・リフォームが補助対象になります。

□対象外工事(例)

門や塀、塗装工事、下水道接続工事など
上記は一例です。まずは申請前にご相談ください。

移住者とは 転入前3年以上他の市区町村の住民基本台帳に登録されている方で、申請時において、転入後3年以内の方とします。

新婚世帯とは 申請時において婚姻日から起算して3年以内の夫婦を含む世帯員2名以上の世帯とします。

- 対象になる方**
- ・世帯全員に町税や保険料、負担金などの滞納がない方。
 - ・この補助金以外の補助金や公的支給を受けていない方。(三戸町結婚新生活支援事業は除く。)
 - ・町内会に加入をしている方又はこれから加入する方。
 - ・以前に当該新築住宅取得費助成事業による助成を受けていないこと。



詳しくはコチラ↑

令和6年3月31日までに所有権移転、工事代金の支払い等が完了することが条件となります。



新婚の皆さんの新生活を応援します！

三戸町で新婚生活を始める夫婦を対象に住宅取得費用・家賃・引越費用・リフォーム費用を最大60万円支援します。

三戸町結婚新生活支援事業補助金

【対象世帯】

次の①～③までのすべての要件を満たす世帯

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日までに入籍した世帯
- ②世帯所得が500万円未満（世帯年収約660万円未満に相当します。）
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除します。
- ③ご夫婦の両方またはどちらかが39歳以下の世帯

【対象経費】

新居の住宅取得費用	新居の購入費
新居の賃借料	新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
新居への引越費用	引越業者や運送業者へ支払った引越費用
新居のリフォーム費用	新居のリフォームにかかる費用

【申請期間】

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



[詳しくはコチラ↑](#)

東京圏からの移住・就業で、

最大100万円を支給します！

あおもり移住支援事業

【支援金の額】

世帯での移住：100万円 単身での移住：60万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき、R4.4.1以降に転入した場合は最大30万円、R5.4.1以降に転入した場合は最大100万円を加算（一部の市町村に移住した場合を除く）。

【共通要件】（1）及び（2）を満たしていること

- （1）移住元
住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（直近の1年間は連続）、東京23区内又は東京圏（※埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県内の条件不利地域以外）に在住し、東京23区内に通勤していたこと。
- （2）移住先
 - ・申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
 - ・申請後5年以上継続して青森県内に居住する意思があること

【その他要件】

- （1）対象求人就業した方：マッチングサイト「あおもりジョブ」に掲載されている移住支援金対象企業の求人に応募し、新規で採用された方。
- （2）専門人材に該当する方：プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
- （3）テレワーカー：自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方。
- （4）起業した方：起業支援金の交付決定を受けた方。



[詳しくはコチラ↑](#)

まずは、お気軽にご相談ください。三戸町役場まちづくり推進課 ☎0179-20-1117まで